

令和3年10月5日条例第20号

## 伊賀市多文化共生推進プラン委員会条例

(設置)

**第1条** 伊賀市多文化共生指針及び総務省策定の地域における多文化共生推進プランを踏まえ、多文化共生社会を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市多文化共生推進プラン委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 伊賀市多文化共生推進プランの策定及び変更に関する事項
- (2) 伊賀市多文化共生推進プランの進行管理及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的のために必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域又は関係団体を代表する者
- (3) 多文化共生に関し識見を有する者
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

**第7条** 専門的な事項について調査検討するため必要があるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、調査検討した結果を委員長に報告するものとする。

3 委員会は、前項の報告を尊重するものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、人権生活環境部多文化共生課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則 (令和4年3月29日条例第3号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。